

議案第48号

墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年墨田区条例第2号）
の一部を次のように改正する。

別表付記を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 投票管理者の職務時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、9,500円（期日前投票の場合は、8,500円）とする。
- 2 投票立会人の立会時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、8,000円（期日前投票の場合は、7,000円）とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部改正により、投票管理者の交替制が可能となったことに伴い、投票管理者が半日従事する場合の報酬の額を定める必要がある。